

令和8年 第2回
喜茂別町農業委員会総会 議事録
(令和8年3月27日 開催)

公表用

喜茂別町農業委員会

喜茂別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月27日（金曜日）午後6時00分 開会
午後6時30分 閉会

2. 開催場所 喜茂別町役場 2階 大会議室

3. 出席委員（9人）

会 長	9番	前 田 昌 明
職務代理者	1番	行 天 雄 也（遅参）
委 員	2番	内 尾 勝 稔
	3番	小 熊 英 実
	4番	渡 辺 雄 一
	5番	齊 藤 信 一
	6番	鷹 羽 欣 司
	7番	越 後 功
	8番	小 出 浩一郎

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	議案第1号 令和8年度最適化活動目標の設定等（案）について
	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	齊 藤 修 二
係 長	大 平 菜 央
主 任	大 迫 尚 樹
主 事	加 藤 美 空

7. 会議の概要

・午後6時00分 開会

議長
(前田会長)

定刻となりましたので、これより、令和8年第2回喜茂別町農業委員会総会を開催いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日、1番行天委員より遅参する旨の報告がされております。

本日の出席委員は現在、9名中8名であり農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告します。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、議長において、日程第1、会議録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、議長において小出浩一郎委員、内尾勝稔委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、会期は本日1日といたします。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3、議案第1号令和8年度最適化活動目標の設定等(案)についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

●議案第1号令和8年度最適化活動目標の設定等(案)について

議案第1号「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について」ご説明いたします。

本件の説明に入る前に、昨年度同様に、この目標設定等の趣旨等につきましてご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第37条及び同法施行規則第15条第1項の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況や、その他農業委員会における事務の実施状況についてインターネット等での公表が義務づけられたところであり、令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知に基づき、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、公表することとなっているため、今回決定したく議決を求めるものであります。

なお、決定内容については、都道府県を通じて農林水産省に報告するとともに、全国農業会議所において、全国の農業委員会の活動状況等を一括してホームページで公表することとなりましたので、送付することとしております。

それでは説明に入ります。

議案第1号別紙「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)」をご覧ください。

I、農業委員会の状況、1番 農業委員会の現在の体制につきましては記載のとおりとなっております。次に2番 農業の概要についてですが、耕地面積等につきましては記載のとおりとなっております。なお、数値につきましては、それぞれ下記※印記載の資料をもとに記載しております。次のページをお開きください。

II、最適化活動の目標、1番、最適化活動の成果目標(1)農地の集積の①現状及び課題につきまして、現状につきましては、記載のとおりです。課題としましては、後継者不足により、今後担い手農家の減少が予想され、それに伴う農地維持で困難になる恐れがあります。②目標につきましては、最適化指針を定めているところにつきまし

てはその数値を目標として定めることとされており、本町においては、令和5年3月に開催の総会において承認されました最適化指針に合わせた数値を記載してあります。

(2)、遊休農地の解消の①現状については記載のとおりです。課題につきましては、昨年度同様ですが、後継者不足により離農者が増加し、担い手の減少が予想され、また、労働力の確保が厳しい現状では、規模拡大も難しい状況なので、今後は遊休農地が発生する恐れがあると考えております。②目標につきましては、令和3年度を現状として記載することとされておりますため、遊休農地は、2.4haとなっております。また、令和3年度の遊休農地の5分の1を目標として定めることとされており、記載のとおりとしております。次のページをお開きください。

(3)、新規参入の促進の①現状及び課題について、現状については、直近過去3年間の新規参入は、記載のとおりであります。課題につきましては、昨年度と変わりなく、農地の空きがない状況で新規就農者に対して農地を提供することができない。また、研修生を受け入れる体制も整っていないため、親からの継承以外で新規就農者の受け入れは困難な状況であるいたしました。

目標については、令和4年度から令和6年度の農地の権利移動が行われた農地の合計面積の平均の1割を目標として定めることとされているため、記載のとおりとなっております。

2、最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が活動を行う日数目標についてですが、最適化交付金を交付されている農業委員会においては、最低10日の目標を設定することが要件としてあるため、記載されているとおりとなります。

(2)活動強化月間の設定目標については、通知により3回以上取り組むことが定められているため、記載のとおりとなります。

農地の集積・集約化に関しては、地区の集まりなどで農地に関して意見交換や、農地について話し合いを行っていただきたいと考えているところです。

(3)新規参入相談会への参加目標に関しては、国の考え方は、新規就農フェスに参加し、新規就農者を積極的に受け入れるような取り組みを行うことが前提ではありますが、一方で、地域の実情に沿った目標でもよいとされていることから、昨年度同様、記載のとおり、まずは受け入れるための環境づくりはどのような形が望ましいかを検討していくことを目標として設定いたしました。検討に際しては、地域計画策定のための協議の場であがった意見等を参考にすることを想定しています。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

議長

事務局より説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
何か、ご質問はございませんか。

【挙手あり】

5番、齊藤委員

齊藤委員

現状の課題として、後継者不足や離農者の増加により、遊休農地が増加すると記載されており、一方で、新規就農者に対しては、農地の空きがなく受入が困難としている。この部分をどのように考えればよいか説明をお願いします。

事務局

委員の質問にお答えいたします。

これは令和8年度の目標であるというところで、現時点での新規就農の受け入れは難しいためこのような表現としています。ただし、この目標は農業委員会として設定するものですので、皆様のご意見で変更することも可能です。

議長 他に何かありませんか。

【挙手あり】

8番、小出委員

小出委員 新規就農者について、町ではどのように考えているのでしょうか。

事務局 委員の質問にお答えいたします。

新規就農者の確保について、役場のみ動きでは、上手くいかないと考えています。皆様もご存じのとおり2年前に地域計画を策定しましたが、その担い手の方や、JA、生産者部会など関連機関との話し合いが必要と感じています。

また、新規就農者に紹介できる農地を事前に確保できることが重要と考えております。

議長 他に何かありませんか。

【挙手あり】

8番、小出委員

小出委員 もしも2年後に農地を10ha確保できるとして、どのような動きができるのでしょうか。

事務局 委員の質問にお答えいたします。

確定的なことは言えませんが、仮に関係者間の話し合いで離農する人を把握でき、数年後に農地を確保できるのであれば、新規就農者を募集はできますし、役場による周知だけではなく、例えば、札幌での新規就農者セミナー等の事業に町として参加することも可能になるので、動き方は相当変わってくると思います。

議長 他に何かありませんか。

【挙手あり】

2番、内尾委員

内尾委員 なかなか離農する人を事前に声掛けで探すのは大変なことだと感じます。

地域計画を進めていく中で、縮小する人、離農意向の方が農業委員会や役場に相談に来てくれれば、スムーズに行くのかなと考えます。

事務局 委員の質問にお答えいたします。

委員のご意見のとおり、地域計画では担い手の方々の大枠の意向として、将来、規模を拡大、縮小の意向も掲載してありますので、その中で話が出来ればスムーズかなと考えます。また、国から地域計画は策定したのみでは駄目で、内容を見直しなさいと来ていますので、その見直しの中でも担い手の方々と話し合いが出来れば良いと考えています。

議 長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>質問等が無ければ、異議なしと認め、議案第1号は議案のとおり承認いたしました。只今から行天委員が議事に参加します。</p> <p>日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>農地等の賃借権を合意解約した旨の通知書の提出があったので、通知の可否についてお諮りするものです。</p> <p>議案第2号別紙をご覧ください。</p> <p>(別紙により説明)</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>何か、ご質問はございませんか。</p> <p>【挙手あり】</p> <p>6番、鷹羽委員</p>
鷹羽委員	<p>資料の [] の下部の土地についてどのような状況ですか。</p>
事務局	<p>所有者は [] ではなく、 [] が所有しているようです。</p>
議 長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>質問等が無ければ、異議なしと認め、議案第2号は議案のとおり承認いたしました。</p> <p>これで、本総会の議案審議はすべて終了いたしました。</p> <p>以上をもちまして、令和8年第2回喜茂別町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

・午後6時30分閉会

上記総会議事録は事務局で作成したものではあるが、内容に正確であることを証する。

令和8年第2回喜茂別町農業委員会総会

令和 8年 4月 3日

喜茂別町農業委員会

会 長 前 田 昌 明 ⑩

会議録署名委員 内 尾 勝 稔 ⑩

会議録署名委員 小 出 浩 一 郎 ⑩